

令和 7 年度長野県一般事務用封筒広告掲載要領

(趣旨)

- 1 この要領は、長野県一般事務用封筒広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第 2 条に規定する広告主及び第 3 条に規定する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の基準)

- 2 要綱第 2 条第 8 号に規定する一般事務用封筒に広告を掲載することが適当でない者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業又は第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
 - (2) 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、イに掲げるもののうち主として通信販売を業として営むもので、特定商取引に関する法律第 30 条第 1 項に規定する一般社団法人の社員であるものを除く。
 - ア 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 1 項に規定する質屋営業
 - イ 特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 2 項に規定する通信販売又は同条第 3 項に規定する電話勧誘販売
 - ウ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業
 - エ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）第 2 条第 2 項に規定する探偵業
 - (3) 法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - (4) 社会的な問題を起こしている者

(広告の基準)

- 3 要綱第 3 条第 16 号に規定する一般事務用封筒に掲載することが適当でない広告は、次に掲げる広告とする。
 - (1) 県が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
 - (2) 県の品位を損なうもの
 - (3) 世論が大きく分かれている事項に関するもの
 - (4) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
 - (5) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
 - (6) 著しく射幸心をあおるもの
 - (7) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
 - (8) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの

- (9) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (10) 人の行方の捜索に関するもの
- (11) 結婚相談又は養子縁組に関するもの
- (12) 通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
- (13) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
- (14) 特定商取引に関する法律第33条第1項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
- (15) 先物取引など投資性の強い金融商品又はサービスに関するもの
- (16) 郵便私書箱、転送サービス等に関するもの